

令和8年度第1回 東京都北区いのち支えるセーフティネット協議会 議事要旨	
日 時	令和8年6月25日（木）午後2時30分～午後4時15分
場 所	中央公園文化センター2階学習室 A
出席者	委員出席者（20名 うち代理出席4名） 竹島 正 委員長 山内 貴史 委員 三宅 康史 委員 岡村 聡 委員 河奈 正道 委員 関口 久子 委員 宮嶋 貴道 委員 原田 英孝 委員 吉田 睦子 委員（大塚 さおり 委員代理） 加瀬 絹代 委員 小池 一博 委員 石川 正希 委員 奥西 史郎 委員 西村 由紀 委員 明 英彦 委員 鮎田 栄治 委員 大場 委員（阿部 伊織 委員代理） 石井 達也 委員（榎鶴 篤 委員代理） 長坂 委員（佐川 慎一郎 委員代理） 黒田 直輝 委員 ■欠席者（3名） 碓井 亘 委員 名取 秀康 委員 石井 綾華 委員
議 題	1 開会 2 委員・理事者紹介 3 事務局説明 4 話題提供 （1）自殺対策の推進について
配付資料	・資料 1 令和8年度第1回東京都北区いのち支えるセーフティネット協議会 ・資料 2 自殺対策の推進について （参考資料）

	・席次表 ・北区いのち支えるセーフティネット協議会 委員名簿 ・北区いのち支えるセーフティネット協議会 理事者名簿
要 旨	
1 開 会	・健康部長挨拶
2 委員等 紹介	・事務局から新委員等の紹介、配付資料の確認
議題 3	・事務局から、資料に基づき、説明後、質疑
議題 4(1)	・厚生労働省 社会・援護局 総務課 自殺対策推進室 室長補佐 丸谷 裕 氏から、資料に基づき、説明後、質疑
質疑等	■北区の自殺に関する統計 ・北区の自殺者数は全国的な減少傾向と異なり、例年ほぼ変化がない。特に高齢者の自殺率が高く、年代別では独居の 80 歳以上女性と働き盛りの男性の割合が目立つ。また、子どもの自殺件数も大学生を中心に 5 年間で 12 名確認されていることから、高齢者を含む特定層への対策強化が求められる。 ■令和 8 年度自殺予防対策 ・北区では、自殺予防に向けた協議会やゲートキーパー研修を通じた啓発活動を進めている。区民や職員を対象にした講座の充実や、計画策定に向けた意識調査を実施し、令和 11 年度から施行予定の新計画を目指す。改正自殺対策基本法を受け、子どもの自殺対策協議会設置についても庁内で意見を募り検討を進める方針である。 ■質疑・応答 ・令和 9 年度の意識・意向調査の対象者や具体的な実施方法はどのように計画されているのか。 ⇒・検討中である。 ・自殺対策においてリスクの高い対象者を特定することが重要だが、現状の統計ではそうした集団を特定するのは難しい。 ・今年のゲートキーパー研修の日程について、昨年と比較して回数やその他の変更点はあるか。 ⇒・今年の養成研修は昨年より回数と内容を拡充し、基礎編は講義編とロールプレイ編を組み合わせた形で日数を増加し、職員向けロールプレイ研修も 1 回追加している。 ・全国的に自死者数が減少する中で、子どもの自死が高止まりしている状況について、北区ではどのような特徴や傾向があるのかを教えてください。 ⇒・北区では自死者数が少人数（5 人以下）で、具体的な詳細は示せないものの、統計上 20 代未満の自死者数が過去 5 年で増加しており、全国的な傾向と似ていると推測できる。

■厚生労働省 社会・援護局 総務課 自殺対策推進室

室長補佐 丸谷 裕 氏の講演

・全国の自殺者数は、平成 10 年頃から平成 15 年にかけてピークとなり、3 万人を超える状態が続いたが、平成 18 年の自殺対策基本法制定を契機に減少傾向が見られる。コロナ禍で一時増加したものの、令和 7 年度には過去最少の 1 万 9,188 人となり、男女とも同様の傾向を辿っている。

・年齢階級別の自殺者数では、10 代が増加傾向にある一方、大部分の年代は横ばいまたは減少傾向を示している。特に 50 代は令和 3～5 年で増加が顕著だったが、その後減少しつつも平成 28 年より高い数値は維持している。

・小中高生の自殺者数は近年増加傾向にあり、令和 7 年は過去最多の 538 人となった。特に高校生と中学生の増加が顕著で、男女別では女性が増加傾向にある一方、男性は規則性のない推移を見せている。

・月別の小中高生の自殺者数では、9 月が最も多い傾向が見られる。令和 3 年の特異な動向は、コロナ禍の影響が考えられる。9 月に増加する傾向を受け、毎年「自殺予防週間」を設けており、夏休み明けに向けた相談窓口の周知や普及啓発活動などの対策を実施している。

・令和 7 年に改正、令和 8 年に全面施行された自殺対策基本法では、子どもの自殺対策強化や SNS 等デジタル社会の進展を踏まえた対応が盛り込まれた。また、地方公共団体による協議会設置制度を整備し、関連機関の連携を図り支援や調査を推進している。

・令和 7 年の自殺対策基本法改正では、子どもの自殺対策の強化、デジタル技術活用による迅速なリスク把握、自殺未遂者や関係者の支援強化が盛り込まれた。さらに、令和 9 年に向けた自殺総合対策大綱が策定される予定で、現行の基本理念は「誰も自殺に追い込まれない社会の実現」を目指している。重点施策として「生きることの阻害要因」の削減と、「促進要因」の増加に関する取組が進行中である。

・令和 4 年の自殺総合対策大綱の見直しでは、コロナ禍による自殺者増加が背景とされ、重点として子ども・若者、自殺リスクが高い女性への支援、地域自殺対策の強化が挙げられた。また、総合的な対策をさらに推進・強化する方針が示され、幅広い取り組みが定められた。

・令和 5 年 6 月、子ども家庭庁を中心に「子どもの自殺対策緊急強化プラン」が策定された。小中高生の自殺が過去最多となった状況を受け、要因分析、予防教育、自殺リスクの早期発見、相談体制の整備、遺された子どもへの支援などを柱とし、厚生労働省は「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置。関係省庁間の連携強化も図られている。

・令和 7 年 9 月に作成され、令和 8 年 1 月に更新された「こどもの

自殺対策推進パッケージ」は、緊急強化プランをさらに進化させ、深刻な状況に対応するための関連事業や施策を総合的に推進するものである。地方自治体では教育・普及啓発、リスクの早期発見・対応、危機介入、見守り支援などを重点的に取り組み、全国的な底上げを図る内容となっている。

- ・厚生労働省は、令和 8 年度予算で地域自殺対策強化交付金を通じ、自治体の自殺対策や民間団体の相談事業などの取組を支援。また、令和 7 年度補正予算からの繰越分を活用し、電話や SNS を利用した相談体制強化や民間団体による活動支援を進める。さらに、地域自殺対策推進センターの運営支援や自殺対策の調査研究を推進している。

- ・「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」は、子どもの自殺対策緊急強化プランやこどもの自殺対策推進パッケージの一環として、学校や地域の支援者に専門家のサポートを提供するため、多職種のチームを都道府県や指定都市に設置する取り組みである。専門家には精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士などが含まれ、支援が難しい子ども・若者への対策を強化する。

- ・厚生労働省は全国設置を目指し、自殺総合対策大綱に基づいた施策を進めるとともに、大綱の見直しや地域自殺対策計画の改定を支援する方針である。地域では実施状況を踏まえつつ、計画の見直しとともに自殺防止対策を推進することが求められている。

■質疑・応答

- ・小児精神科医が不足している状況に対し、厚生労働省はその育成や専門性の向上に向けた取り組みや計画を進めているか

⇒・児童精神科医の不足については認識されており、国会等でも指摘を受けることがあると承知している。しかし、具体的な増加策については現状では明確な方針等は示されていないと思われる。

- ・子どもの自殺防止に関連して、厚生労働省が優先的に取り組んでいる学校での心の健康保持における健康診断などについて、具体的には何を想定しているのか

⇒・学校での子どもの心の健康保持についての取り組みは、基本的に文部科学省が主導しており、現在注力している具体的な対応としては、SOS の訴え方に関する教育の実施、一人一台端末を活用した自殺リスクの把握の取り組み、さらに既存のマニュアルや手引きの見直しを検討されている。

■意見交換

- ・北区では過去 5 年間に十数名の子どもの自殺があり、母集団が少ないため単独での対応は難しく、地域や関連機関との連携が不可欠だと認識した。

- ・厚生労働省の資料によると、コロナ禍を契機に若年層、特に児童・生徒や女性の自殺が急増し、高止まりしている状況が示されている。

北区としても若者の微増に注目し、今後の計画策定を進めていくことが期待される。加えて、自殺未遂者については若年女性に多い傾向があり、その点にも焦点を当てるべきである。

- ・薬剤師として薬物乱用防止教育に取り組む中で、オーバードーズが深刻な課題と感じている。薬の過剰摂取の背景には心理的要因があり、それが自殺へと繋がる可能性を強く懸念している。

- ・子どもの自殺対策において北区の場合は小学生 1 人 1 台の端末を活用するシステムをつくれるとよい。また、スクールソーシャルワーカーの配置数は増加しているが、質の向上も必要と認識している。

- ・高齢者あんしんセンターとして、高齢者の自殺率の高さを重く受け止めている。介護疲れや経済的困難を切り口にした相談を日常的に受けており、これらの課題への対応をさらに強化する必要性を感じている。

- ・北区くらしとしごと相談センターとして生活困窮者の深刻な相談を毎日受ける中、地域福祉の推進と連携の重要性を改めて痛感している。ヤングケアラーへの支援事例からも、周りの大人が助ける経験を提供することの意義を強く認識した。

- ・日本社会では「人ごと」が目立つ中、学校教育を通じて「自分事」として行動する姿勢を育むことが重要である。自殺対策では背景の詳細な調査・分析を行い、統計では見えない原因を把握することで、真に効果的な施策を構築する必要がある。

- ・学校では 1 人 1 台端末を活用し、心の健康観察を進めているが、自己肯定感が低い子どもが多い現状が課題である。端末の活用や声かけを通じて、子どもたちの心の健康を見守り、肯定的な自己認識を育む努力が求められている。

- ・支援が必要な子どもたちを見ていく中で、親の理解不足やネグレクト、性自認の否認、過度な成績への叱責が原因となり、リストカットに至るケースが見られる。学校単独では限界があるため、人的支援の拡充や思春期の専門医療の増加、相談体制を整備することで、より効果的な支援が可能になると感じている。

- ・子どもたちの心の動きを感じ取り、感情を引き出す力が求められる中、スポーツ指導や居場所づくりなど大人の役割が重要である。一人ひとりの子どもに寄り添い、心のケアを行うことが、彼らの健やかな成長を支える鍵となると感じている。

- ・労働基準監督署では、近年増加している精神障害の労災申請と、それに関連する自殺案件への対応が課題となっている。特にハラスメントや長時間労働が主要な原因として挙げられ、これらの抑制が労働環境の改善と心の健康維持において重要である。監督署としては過重労働の防止を重点的に進め、労働者のメンタルケアに努めていく必要がある。

・東京司法書士会として、法的問題の整理を通じて生活困窮からの脱却や安定した家庭環境の再構築を目指している。具体的には、破産申請などの支援や未成年後見制度の活用による財産管理の改善などを行い、子どもやその家庭の心の問題にも寄り添った支援を進めている。今後、必要な場面で司法書士の専門性を活かし、地域社会の課題解決に貢献したいとの意向がある。

・メンタルケア協議会は、子ども・若者の自殺未遂支援を通じて「心の安定感」の必要性を痛感している。自殺防止は一時的な対策だけでなく、生涯にわたる精神的安定の基盤を子ども時代から育てることが重要である。

・子どもの自殺の低年齢化が進む中、生きづらさが原因となる複雑な問題を痛感している。自死遺族支援の活動を通じて、さらに自死遺族への差別の実態に対して支援活動を進める一方、「命を大切にする授業」という表現が差別を助長する可能性があるため、このネーミングを使用している場合には見直しを求めている。

・大学生の授業の取り組み方の話を聞いた際に、曖昧な設定に対して不安を抱き、突き詰めていくと自己評価の低さが影響していると感じた。また、若年女性が過量服薬やリストカットで救急搬送されるケースが増加しており、話を聞くともしかしたら死ぬかもしれないという死への意識が曖昧なままでの行動である。児童精神医療に興味を持つ医師を活用することで対応策を検討する必要性がある。

・自殺企図者への対応として、一時的な保護や親族への引継ぎを行っているが、単身居住者や遠方に親族がいる場合には対応が難しい現状がある。そのため、一時的に受け入れ可能な施設や支援があると警察としても助かるため、今後の検討をお願いしたい。

・警察は自殺未遂対応の際、児童相談所につなぐ役割を担っているが、未遂に至らない悩みを持つ子どもの早期発見が課題となっている。北区で配布されている「きたコン」を活用することで、子どもの心の問題に気づきやすくなる可能性があり、その有効活用を期待している。

・警察では自殺企図者に対して、精神保健福祉法 23 条通報を活用し、措置入院や医療につなげる対応を積極的に行っている。全員が精神障害に起因しているわけではないため診療却下もあるが、未成年者の事案で措置入院に繋がった例もあり、今後も積極的に対応を進めていく方針である。

・東京消防庁では、傷病者の医療機関への迅速な搬送を行うため、北区内においては 3 消防署計 8 隊の救急隊、東京消防庁全体としては約 290 隊の救急隊で対応している。自殺による救急事案が発生した場合には、引き続き警察機関など関係機関と連携しながら、迅速な救急搬送に万全を期していく。

	・自殺対策は一部の部署や団体だけで完結できるものではなく、関係機関や団体との連携が重要であり、一人ひとりの事情を重視した支援が求められる。また、自殺対策基本法に基づき、保健、医療、福祉、教育など多分野で有機的に連携し、問題が深刻化する前に対応することが重要であり、北区での取り組みの進展を期待している。 ・北区の自殺対策には、統計データの分析を活用しつつも、地域の実情に即した実効性のある計画が必要である。国や都からの支援を求めつつ、北区独自の課題に優先順位をつけ、主体的に取り組む姿勢が重要である。 ■報告事項 ・北区では、今年度から若者施策の専管組織を設置し、若者を対象にした相談支援体制の構築に向けて検討を進めている。気軽に相談しやすい窓口を設置し、若者の悩みや不調に対して、早期発見・介入を可能にすることで、悩みや不調の重症化を防ぐことや、自殺者数の減少にもつながる取り組みを目指している。
閉 会	